

屋外広告業登録Q&A

1. 屋外広告業登録申請の書類について

Q 青森市内に営業所がないので「4 青森市の区域内において営業を行う営業所」の欄が空欄になってしまうのですがどうすればいいですか？

A 市内に営業所があるかどうかは問いません。青森市内で営業を行う営業所を記入してください。

Q 屋外広告業登録時に役員の略歴書は必要ですか？

A 不要です。

Q 誓約書（様式第13号（第14条関係））は役員全員分必要ですか？

A 代表者（代表取締役等）の方のみ必要です。複数いる場合は代表者の中の代表者の誓約書が必要です。

Q 屋外広告業登録（更新登録）申請書（様式第12号（第14条関係））の提出は何部必要ですか？

A 1部です。

受付印等を押した控えが必要な場合は、2部提出してください。（副本はコピー可）
その場合1部を屋外広告業登録通知書と一緒に返却いたします。

Q 屋外広告業登録申請手数料はいつ支払えばいいですか？

A 屋外広告業登録申請書を受付後、後日納付書を送付します。

納付書が届きましたら、納付書に記載されている金融機関等で納付をしてください。

2. 屋外広告業登録事項変更届出書の書類について

Q 役員の変更（退任）があった場合、住民票の添付は必要ですか？

A 不要です。

役員の変更（退任）のみの場合は屋外広告業登録事項変更届出書及び登記事項証明書が必要です。

Q 役員の変更があった時に添付する住民票は役員全員分必要ですか？

A 役員の変更で住民票を添付する必要があるのは、新たに役員に就任された方のみで

す。但し、監査役は含まれません。

Q 役員の変更があった場合、誓約書（様式第13号（第14条関係））は必要ですか？

A 代表者（代表取締役等）を含む役員（未成年者の法定代理人を含む）の変更のうち、新たに就任されるときに必要となります。役員の変更のうち、退任・辞任である場合は必要ありません。

Q 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第15号（第16条関係））の提出は何部必要ですか？

A 1部です。

受付印等を押した控えが必要な場合は、2部提出してください。（副本はコピー可）
その場合1部を屋外広告業登録事項変更の通知書と一緒に返却いたします。

Q 屋外広告業登録事項変更届出書の手数料はいつ支払えばいいですか？

A 屋外広告業登録事項変更届出書に関して手数料はありません。

3. 屋外広告業関連の申請全般について

Q 屋外広告業関連の申請書類は郵送でも受け付けていますか？

A 窓口、郵送どちらでも受付しています。郵送の際は下記へお願いします。

送付先

〒030-8555 青森県青森市中央一丁目22-5

青森市役所 都市整備部建築営繕課 広告物・定期点検チーム 宛

Q 屋外広告業登録関連で分からないことがあるので直接聞きたいです。

A 問い合わせ先は 建築営繕課広告物・定期点検チーム になります。

TEL 017-752-8964（直通） FAX 017-752-9006

E-mail kenchiku-eizen@city.aomori.aomori.jp